

香川大学における内部質保証の基本的な考え方

～学修者目線・ステークホルダーを意識した点検・評価及び改善～

令和3年4月1日

はじめに

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされています。(学校教育法第109条第1項)

香川大学においても、学則の第3条において自己評価等について規定するとともに、「香川大学における自己点検・評価指針」を定め、自己点検・評価を行ってきました。

この間、自己点検・評価について、教育研究環境を重視した評価から、教育研究活動の状況や学修成果、内部質保証(各大学における成果把握とそれによる改善等)を重視した評価への転換が図られてきています。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(中教審答申)(平成30年11月26日)」においては、「高等教育の学修者本位の教育への転換」への方針が出され、それを実現するための「質保証システム」の確立が要請されています。

また、令和元年度から始まった、大学機関別認証評価の第3サイクルにおいても、内部質保証に関する全学的な方針が定められているか、全学的な体制が整備されているか、有効に機能しているか等を確認することとされています。

加えて、大学の諸活動の点検・評価、改善に関しては、令和2年3月30日に「国立大学ガバナンス・コード」が制定され、機能強化・社会の大きな変化への対応のため、ビジョンに基づく戦略等の策定・実施、検証体制の構築が要請されています。

このような状況を踏まえ、香川大学がこれまで実施してきた、「点検・評価し、改善・向上を図る取組」について、明確に規定するため、改めて、実施・責任体制や実施手順の見直し・整理を行い、内部質保証に対する基本的な考え方を定めることとします。

第1 内部質保証とは

内部質保証とは、大学が自らの責任において、自己点検・評価を適切に機能させ、教育、研究、社会貢献、管理運営等の活動(以下「教育研究活動等」という。)の課題や成果を把握し、改善・向上に努める恒常的・継続的な取組を指します。

第2 内部質保証の目的

香川大学は、理念・目標を実現させ、その成果を社会に還元させるとともに、その

ことを社会や関係者に対し説明する責任があります。

そのため、教育研究活動等について、恒常的・継続的な点検・評価を行い、課題と成果を把握し、改善・向上に努めるとともに、結果を公表し説明責任を果たすことを目的に内部質保証を行います。

第3 内部質保証の対象分野

香川大学が行う全ての教育研究活動等を対象に内部質保証を実施します。

社会貢献は、地域連携活動、国際交流活動を、管理運営活動は、財務、人事、施設に関する活動を対象とします。

なお、地域連携活動、国際交流活動にどのような活動を含むのか、例えば、地域連携活動に、産官学連携を含むか、国際交流活動にキャンパスの国際化を含むか等については、それぞれの分野における判断によって設定が可能です。

第4 内部質保証の実施単位

香川大学における教育研究活動等は、全学単位で実施している活動と、学部・研究科及びセンター等の部局等を単位として実施している活動とがあります。

このことから、原則として、全学単位のものは教育研究活動等の分野ごとに、部局等単位で実施されている活動は部局等ごとに、内部質保証を実施します。

第5 内部質保証の実施・責任体制

大学全体の内部質保証を推進するため、学長を最高責任者とし、評価担当の理事を実務面を統括する統括責任者とします。

内部質保証の基盤は、自己点検・評価であることから、それぞれの活動の責任者が自己点検・評価の責任者となることが適切と考えます。

このことから、教育研究活動等の分野ごとに実施されている活動は、理事又は副学長を分野別の活動に係る責任者＝分野責任者とし、部局等の組織を単位として実施されている活動は、部局等の長を部局等の活動に係る責任者＝部局等責任者とします。

第6 評価項目、点検・評価の方法、周期

評価項目、点検・評価の方法、周期は、分野・対象の特性を考慮して、それぞれの責任者が定めることとします。

評価項目、点検・評価の方法、周期を定める際に、その内容を学内で共有することとします。

なお、透明性、客観性を担保するため、以下の事項に留意して内部質保証を実施します。

・客観性のある根拠資料に基づく点検・評価

- ・合理的・効果的な点検・評価
- ・多様な視点を取り入れた点検・評価

第7 内部質保証に係る情報の公表

原則として、点検・評価の結果、改善・向上の取組の実施状況は、公表することとします。

第8 既存の評価との関係

既存の自己点検・評価の取組や国立大学法人評価、大学機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価に加えて、新たな自己点検・評価を行うことを求めるものではありません。

評価項目、点検・評価の方法については、公表されている、第三者評価の評価項目や評価基準を準用することや、点検・評価の周期については、第三者評価などの受審時期も考慮して設定するなどし、負担軽減を図ることが、恒常的・継続的な取組とするためにも重要です。